

第 3 部

資 料 編

1 市町村における男女共同参画の状況

(1) 男女共同参画に関する条例の制定状況

(令和6年4月1日現在)

市町村名	条例名称	公布日	施行日
青森市	青森市男女共同参画推進条例	平成30年3月23日	平成30年4月1日
八戸市	八戸市男女共同参画基本条例	平成13年9月27日	平成13年10月1日

資料：県民活躍推進課

(2) 男女共同参画基本計画・女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況

(令和6年4月1日現在)

市町村名	男女共同参画に関する基本計画等	計画期間	女性活躍推進法に基づく 推進計画の有無
青森市	青森市男女共同参画プラン	平成28年度～ 令和5年度	
弘前市	弘前市男女共同参画プラン2023	令和5年度～ 令和9年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
八戸市	第5次八戸市男女共同参画基本計画 ～男女共同参画社会をめざすはちのへプラン2022～	令和4年度～ 令和8年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
黒石市	第3次くろいし男女共同参画推進プラン	令和2年度～ 令和7年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
五所川原市	第5次五所川原市男女共同参画計画	令和4年度～ 令和8年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
十和田市	第3次十和田市男女共同参画社会推進計画	令和4年度～ 令和8年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
三沢市	第3次みさわハーモニープラン ～自分らしく生きるために～	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
むつ市	第3次むつ市男女共同参画推進基本計画	令和5年度～ 令和14年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
つがる市	第2次つがる市男女共同参画プラン	平成29年度～ 令和8年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
平川市	第4次平川市男女共同参画推進プラン ～互いに認め、支えあう、だれもがきらめく平川市～	令和4年度～ 令和8年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
平内町	第3次平内町男女共同参画プラン ～豊かな人間性と郷土を求めて～	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
今別町	第3次今別町男女共同参画推進計画	令和元年度～ 令和5年度	
蓬田村	第2次蓬田村男女共同参画推進計画 ～みんなが輝き、支える社会を目指して～	平成27年度～ 令和6年度	
外ヶ浜町	第二次外ヶ浜町男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和7年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
鰯ヶ沢町	第2次鰯ヶ沢町男女共同参画推進プラン	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
深浦町	第2次深浦町男女共同参画推進プラン ～男女が共に輝く社会に向けて～	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
西目屋村	西目屋村男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
藤崎町	第2次藤崎町男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)

市町村名	男女共同参画に関する基本計画等	計画期間	女性活躍推進法に基づく 推進計画の有無
大鰐町	第2次大鰐町男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
田舎館村	田舎館村男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
板柳町	板柳町男女共同参画推進計画	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
鶴田町	鶴田町男女共同参画推進計画	平成24年度～ 令和3年度	
中泊町	第2次中泊町男女共同参画推進プラン	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
野辺地町	第3次野辺地町男女共同参画基本計画	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
七戸町	第3次七戸町男女共同参画基本計画	令和6年度～ 令和15年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
六戸町	六戸町男女共同参画基本計画	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
横浜町	第2次横浜町男女共同参画基本計画	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
東北町	第2次東北町男女共同参画プラン ～“チャレンジ”から“当たり前”のステージへ～	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
六ヶ所村	第2次六ヶ所村男女共同参画社会基本計画	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
おいらせ町	第4次おいらせ町男女共同参画プラン	令和6年度～ 令和10年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
大間町	大間町男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
東通村	東通村男女共同参画推進計画	令和6年度～ 令和10年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
風間浦村	風間浦村男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
佐井村	佐井村男女共同参画推進計画 ～女性がいきいきと活躍するむら～	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
三戸町	第2期三戸町男女共同参画社会基本計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
五戸町	第2次五戸町男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
田子町	第2次田子町男女共同参画推進計画	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
南部町	第2次南部町男女共同参画基本計画	平成31年度～ 令和10年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
階上町	第2次階上町男女共同参画推進プラン	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
新郷村	新郷村男女共同参画推進計画	平成29年度～ 令和8年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)

資料：県民活躍推進課

(3) 市町村議会議員の状況

(令和6年4月1日現在)

市町村名		議 員			市町村名		議 員		
		在職 議員数	女性数 (割合%)	男性数 (割合%)			在職 議員数	女性数 (割合%)	男性数 (割合%)
市部 (10)	青森市	32	9(28.1)	23(71.9)	上北郡 (7)	野辺地町	12	2(16.7)	10(83.3)
	弘前市	28	4(14.3)	24(85.7)		七戸町	16	1(6.3)	15(93.8)
	八戸市	28	7(25.0)	21(75.0)		六戸町	12	1(8.3)	11(91.7)
	黒石市	16	2(12.5)	14(87.5)		横浜町	10	0(0)	10(100)
	五所川原市	21	1(4.8)	20(95.2)		東北町	16	1(6.3)	15(93.8)
	十和田市	22	6(27.3)	16(72.7)		六ヶ所村	16	0(0)	16(100)
	三沢市	18	3(16.7)	15(83.3)		おいらせ町	16	2(12.5)	14(87.5)
	むつ市	22	2(9.1)	20(90.9)	下北郡 (4)	大間町	10	0(0)	10(100)
	つがる市	18	3(16.7)	15(83.3)		東通村	14	0(0)	14(100)
	平川市	16	1(6.3)	15(93.8)		風間浦村	8	0(0)	8(100)
東津軽郡 (4)	平内町	12	1(8.3)	11(91.7)		佐井村	8	0(0)	8(100)
	今別町	7	0(0)	7(100)	三戸郡 (6)	三戸町	14	2(14.3)	12(85.7)
	蓬田村	8	0(0)	8(100)		五戸町	14	0(0)	14(100)
	外ヶ浜町	11	1(9.1)	10(90.9)		田子町	10	1(10.0)	9(90.0)
西津軽郡 (2)	鯨ヶ沢町	11	0(0)	11(100)		南部町	16	1(6.3)	15(93.8)
	深浦町	12	0(0)	12(100)		階上町	14	0(0)	14(100)
中津軽郡 (1)	西目屋村	5	1(20.0)	4(80.0)		新郷村	8	1(12.5)	7(87.5)
南津軽郡 (3)	藤崎町	12	1(8.3)	11(91.7)	市議会計		221	38(17.2)	183(82.8)
	大鰐町	10	2(20.0)	8(80.0)	町村議会計		347	21(6.1)	326(93.9)
	田舎館村	8	1(12.5)	7(87.5)	市町村合計		568	59(10.4)	509(89.6)
北津軽郡 (3)	板柳町	12	0(0)	12(100)					
	鶴田町	12	1(8.3)	11(91.7)					
	中泊町	13	1(7.7)	12(92.3)					

資料：県民活躍推進課

(4) 庁内推進体制整備状況

(令和6年4月1日現在)

市町村名	庁内連絡会議	設置年月
青森市	青森市男女共同参画推進会議	平成30年9月
黒石市	黒石市男女共同参画推進本部	平成14年4月
十和田市	十和田市男女共同参画社会検討委員会	平成17年1月
東北町	東北町男女共同参画推進会議	平成18年5月
七戸町	七戸町男女共同参画推進会議	令和5年10月

資料：県民活躍推進課

(5) 諮問機関設置状況

(令和6年4月1日現在)

市町村名	諮問機関	設置年月
青森市	青森市男女共同参画審議会	平成30年10月
弘前市	弘前市男女共同参画プラン懇話会	平成26年4月
八戸市	八戸市男女共同参画審議会	平成13年10月
黒石市	黒石市男女共同参画審議会	平成14年4月
五所川原市	五所川原市男女共同参画推進委員会	平成18年3月
十和田市	十和田市男女共同参画懇話会	平成17年1月
むつ市	むつ市男女共同参画推進委員会	平成24年9月
つがる市	つがる市男女共同参画推進委員会	平成17年12月
平川市	平川市男女共同参画推進会議	平成19年1月

資料：県民活躍推進課

(6) 男女共同参画・女性のための総合的な施設

(令和6年4月1日現在)

市町村名	施設名	設置年月日	設置主体	運営主体
青森市	青森市男女共同参画プラザ（カダール）	平成13年1月26日	青森市	指定管理者 特定非営利活動法人あおもり 男女共同参画をすすめる会

資料：県民活躍推進課

(7) 市町村男女共同参画行政担当窓口

(令和6年4月1日現在)

市町村名	担当課	電話番号	郵便番号	所在地
青森市	人権男女共同参画課	017-734-1111 (内2201)	030-0801	青森市新町 1-3-7
弘前市	企画課	0172-35-1111 (内490)	036-8551	弘前市上白銀町 1-1
八戸市	市民連携推進課	0178-43-2111 (内2117)	031-8686	八戸市内丸 1-1-1
黒石市	企画課	0172-52-2111 (内696)	036-0396	黒石市市ノ町 11-1
五所川原市	ふるさと未来戦略課	0173-35-2111 (内2237)	037-8686	五所川原市布屋町 41-1
十和田市	総務課	0176-23-5111 (内131)	034-8615	十和田市西十二番町 6-1
三沢市	広報広聴課	0176-53-5111 (内215)	033-8666	三沢市桜町 1-1-38
むつ市	市民連携課	0175-22-1111 (内2153)	035-8686	むつ市中央 1-8-1
つがる市	地域創生課	0173-42-2111 (内351)	038-3192	つがる市木造若緑 61-1
平川市	教育委員会生涯学習課	0172-44-1221	036-0102	平川市光城 2-30-1
平内町	総務課	017-755-2111 (内226)	039-3393	平内町小湊字小湊 63
今別町	総務企画課	0174-35-2001 (内214)	030-1502	今別町今別字今別 167
蓬田村	健康福祉課	0174-27-2113 (内403)	030-1211	蓬田村蓬田字汐越 1-3
外ヶ浜町	総務課	0174-31-1111 (内204)	030-1393	外ヶ浜町蟹田高銅屋 44-2
鱒ヶ沢町	企画観光課	0173-72-2111 (内336)	038-2792	鱒ヶ沢町舞戸町字鳴戸 321
深浦町	総合戦略課	0173-74-2111 (内277)	038-2324	深浦町深浦字苗代沢 84-2
西目屋村	住民課	0172-85-2111 (内124)	036-1492	西目屋村田代字神田 57
藤崎町	教育委員会生涯学習課	0172-65-3100 (内3103)	038-1214	藤崎町常盤字三西田 35-1
大鰐町	総務課	0172-48-2111 (内125)	038-0211	大鰐町大鰐字羽黒館 5-3
田舎館村	総務課	0172-58-2111 (内222)	038-1113	田舎館村田舎館字中辻 123-1
板柳町	教育委員会生涯学習課	0172-72-1800	038-3672	板柳町灰沼字岩井 61
鶴田町	教育委員会	0173-22-2818 (内212)	038-3503	鶴田町鶴田字沖津 189-1
中泊町	総合戦略課	0173-57-2111 (内2023)	037-0392	中泊町中里字紅葉坂 209

市町村名	担当課	電話番号	郵便番号	所在地
野辺地町	企画財政課	0175-64-2111 (内 217)	039-3131	野辺地町字野辺地 123-1
七戸町	企画調整課	0176-68-2111 (内 342)	039-2792	七戸町字森ノ上 131-4
六戸町	総務課	0176-55-3111 (内 197)	039-2392	六戸町犬落瀬字前谷地 60
横浜町	企画財政課	0175-78-2111 (内 322)	039-4145	横浜町字寺下 35
東北町	企画課	0176-56-3111 (内 215)	039-2492	東北町上北南 4-32-484
六ヶ所村	教育委員会社会教育課	0175-72-2111 (内 515)	039-3212	六ヶ所村尾駸字野附 478-2
おいらせ町	政策推進課	0178-56-2111 (内 219)	039-2192	おいらせ町中下田 135-2
大間町	総務課	0175-37-2111 (内 113)	039-4692	大間町大間字奥戸下道 20-4
東通村	企画課	0175-27-2111 (内 223)	039-4292	東通村砂子又字沢内 5-34
風間浦村	総務課	0175-35-2111 (内 22)	039-4502	風間浦村易国間字大川目 28-5
佐井村	総合戦略課	0175-38-2111 (内 23)	039-4711	佐井村佐井字糠森 20
三戸町	まちづくり推進課	0179-20-1111 (内 2241)	039-0198	三戸町在府小路 43
五戸町	総合政策課	0178-62-2111 (内 235)	039-1513	五戸町字古舘 21-1
田子町	政策推進課	0179-32-3111 (内 214)	039-0292	田子町田子字天神堂平 81
南部町	住民生活課	0178-76-2111 (内 128)	039-0592	南部町平字広場 28-1
階上町	総務課	0178-88-2111 (内 215)	039-1201	階上町道仏字天当平 1-87
新郷村	総務課	0178-78-2111 (内 159)	039-1801	新郷村戸来字風呂前 10

区分	市	町	村	計	比率
首長部局	9	19	7	35	87.5%
教育委員会	1	3	1	5	12.5%
計	10	22	8	40	100%

資料：県民活躍推進課

2 参考資料

(1) 青森県男女共同参画推進条例

平成13年7月4日
青森県条例第50号

2

参考資料

私たちが目指す二十一世紀の社会は、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県においても、国際社会や国の動向を踏まえつつ、男女平等の実現を目指して着実に取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く存在し、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展等急速に変化する経済・社会環境の下で、本県の未来に明るい展望を拓き、先人たちが築き上げた古からの文化や歴史と、世界に誇り得る豊かな自然を享受しながら、次世代を担う子どもが健やかに生まれ心豊かに育まれ、将来にわたって活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女が共に、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画を進めていくことが重要である。

このような認識に立ち、ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、事業者及び県民の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、並びに当該機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること、夫婦・男女間の暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の理解の下に、子どもを健やかに養育すること、家族を介護することその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを基本として行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴を理解し合うことにより、生涯にわたる健康と権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画の状況等の公表)

第7条 知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 男女共同参画の推進に関する施策の大綱に関する事項
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施についての総合調整に関する事項
- 三 その他男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

2 県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第10条 県は、事業者及び県民の男女共同参画についての理解を深めるため、教育及び学習の振興、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の防止等)

第12条 県は、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・男女間の暴力等の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査・研究)

第13条 県は、事業者及び県民による男女共同参画への取組に関する調査・研究その他の男女共同参画の推進に関する調査・研究を行うものとする。

(支援)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村が男女共同参画の推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 青森県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県における男女共同参画に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、青森県男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の円滑かつ効果的な推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画に関する施策に係る重要事項に関すること

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者に本部の会議への出席を求めることができる。

(推進会議)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に推進会議を置く。

- 2 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。
- 3 議長は環境生活部長をもって充て、副議長は青少年・男女共同参画課に係る事務を整理する環境生活部次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 議長は、推進会議を総括する。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 推進会議は、議長が必要に応じて招集し、議長がこれを主宰する。
- 8 議長は、必要に応じて関係者に推進会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、青少年・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長
 企画政策部長
 環境生活部長
 健康福祉部長
 商工労働部長
 農林水産部長
 県土整備部長
 危機管理局長
 観光国際戦略局長
 エネルギー総合対策局長
 国スポ・障スポ局長
 出納局長
 東青地域県民局長
 中南地域県民局長
 三八地域県民局長
 西北地域県民局長
 上北地域県民局長
 下北地域県民局長
 病院事業管理者
 教育長
 警察本部長

別表第2（第5条関係）

財政課長
 人事課長
 企画調整課長
 県民生活文化課長
 青少年・男女共同参画課長
 健康福祉政策課長
 こどもみらい課長
 商工政策課長
 労政・能力開発課長
 農林水産政策課長
 監理課長
 防災危機管理課長
 消防保安課長
 観光企画課長
 エネルギー開発振興課長
 総務企画課長
 会計管理課長
 東青地域県民局地域連携部長
 中南地域県民局地域連携部長
 三八地域県民局地域連携部長
 西北地域県民局地域連携部長
 上北地域県民局地域連携部長
 下北地域県民局地域連携部長
 病院局運営部長
 教育庁教育政策課長
 警察本部総務事務推進課長

(3) 青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例

平成13年3月26日
青森県条例第1号

(設置)

第1条 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成（以下「男女共同参画社会の形成」という。）の促進を図るとともに、健やかに子どもを生み育てる環境づくりを推進することにより、将来の社会を担う子どもの人権が尊重されることを旨として、家庭及び地域社会がそれぞれの役割を果たし、連携して子育てを支援していく社会の形成（以下「子育て支援社会の形成」という。）の促進を図るため、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターを設置する。

2 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県男女共同参画センター	青 森 市
青森県子ども家庭支援センター	青 森 市

(業務)

第2条 青森県男女共同参画センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 男女共同参画社会の形成に関する総合相談に関すること。
- 二 男女共同参画社会の形成に関する学習のために必要な助言及び指導に関すること。
- 三 男女共同参画社会の形成についての基本理念の普及啓発に関すること。
- 四 男女共同参画社会の形成の促進に関する活動の支援に関すること。
- 五 男女共同参画社会の形成の促進に関する調査研究に関すること。
- 六 男女共同参画社会の形成の促進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 七 その他男女共同参画社会の形成の促進に関し必要な業務

2 青森県子ども家庭支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 子育て及び家庭に関する総合相談に関すること。
- 二 子育て及び家庭に関する学習のために必要な助言及び指導に関すること。
- 三 子育て支援社会の形成についての基本理念の普及啓発に関すること。
- 四 子育て支援社会の形成の促進に関する活動の支援に関すること。
- 五 子育て支援社会の形成の促進に関する調査研究に関すること。
- 六 子育て支援社会の形成の促進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 七 その他子育て支援社会の形成の促進に関し必要な業務

(使用の承認)

第3条 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの別表に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第4条 前条の規定により使用の承認を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 知事は、特別な理由があると認めたときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用の制限等)

第5条 知事は、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者の男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- 一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの管理運営上支障があると認めるときは、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの使用を制限することができる。

(委任)

第6条 この条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年3月青森県条例第6号）に定めるもののほか、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項から附則第16項までの規定は、規則で定める日から施行する。

（平成18年規則第6号で平成18年4月1日から施行）

附 則（平成26年条例第14号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第14号）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

1 イベントホール

区 分		金額（1時間につき）	
		特定活動のために使用する 場合	特定活動以外のために 使用する 場合
入場料その他これに類する料金を徴収しないで使用する 場合		1,355 円	2,710 円
入場料その他これに類する料金を徴収して使用する 場合	最高額が 1,000 円未満のとき	1,760 円	3,520 円
	最高額が 1,000 円以上 2,000 円未満のとき	2,030 円	4,060 円
	最高額が 2,000 円以上 3,000 円未満のとき	2,435 円	4,870 円
	最高額が 3,000 円以上のとき	2,710 円	5,420 円

2 研修室等

区 分	金額（1時間につき）	
	特定活動のために使用する 場合	特定活動以外のために使用する 場合
大 研 修 室 1	515 円	1,030 円
大 研 修 室 2	515 円	1,030 円
小 研 修 室 1	190 円	380 円
小 研 修 室 2	190 円	380 円
小 研 修 室 3	165 円	330 円
和 式 研 修 室	115 円	230 円
保 健 指 導 室	395 円	790 円
調 理 実 習 室	285 円	570 円
工 作 室	250 円	500 円
講 師 控 室	125 円	250 円

備考 この表において「特定活動」とは、男女共同参画社会の形成又は子育て支援社会の形成の促進を図ることを目的として行う活動で知事が認めるものをいう。

(4) 青森県附属機関に関する条例（抜粋）

昭和36年1月5日
青森県条例第14号

2

参考資料

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する知事の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等及び法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている知事の附属機関の組織、会議の運営等について必要な事項を定めるものとする。

（条例で設置する附属機関の組織等）

第2条 県に別表第1に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

（法令で設置された附属機関の組織等）

第3条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めることとされている附属機関（第3項に規定するものを除く。）の名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第2の当該各欄に掲げるとおりとする。

- 1 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の13第2項の規定により、青森県麻薬中毒審査会は、知事が同法第58条の8第3項の規定により措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置かれるものとする。
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「新認定こども園法」という。）第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関は、青森県子ども・子育て支援推進会議とする。

（会長等）

第4条 会長、委員長又は本部長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、別表第1及び別表第2の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

- 2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関に代表する。
- 3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長等が二人置かれる附属機関においては、副会長等の行なう前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。
- 5 法令に別に定めのあるものを除くほか、会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

（委員の任命等）

第5条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員等は、別表第1及び別表第2の委員等の構成欄に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

- 2 委員又は本部員に欠員を生じた場合の補欠の委員又は本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 法令に別に定めのあるものを除くほか、附属機関の会議は、必要に応じて知事が招集する。ただし、青森県地方独立行政法人評価委員会、青森県公益認定等審議会、青森県行政不服審査会、青森県障害者施策推進協議会、青森県生活衛生適正化審議会、青森県社会福祉審議会（以下「社会福祉審議会」という。）、青森県介護保険審査会、青森県救急搬送受入協議会、青森県土地利用審査会（以下「土地利用審査会」という。）、青森県都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）、青森県開発審査会、青森県建築審査会及び青森県建築士審査会の会議は、必要に応じて会長（青森県地方独立行政法人評価委員会及び社会福祉審議会にあっては、委員長）が招集する。

- 2 会長等は、会議の議長となる。
- 3 法令に別に定めのあるもの並びに青森県防災会議（以下「防災会議」という。）及び青森県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の会議を除くほか、会議は、委員等（青森県地方独立行政法人評価委員会の会議の場合は委員及び議事に関係のある専門委員、青森県交通安全対策会議（以下「交通安全対策会議」

という。)の会議の場合は委員及び議事に関係のある特別委員、青森県消費生活審議会(以下「消費生活審議会」という。)、青森県青少年健全育成審議会、社会福祉審議会、青森県国土利用計画審議会(以下「国土利用計画審議会」という。)及び都市計画審議会の会議の場合は、委員及び議事に関係のある臨時委員。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 4 会議(防災会議及び防災本部の会議を除く。)の議決は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、土地利用審査会の会議のうち、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第12条第6項及び第13項(同条第15項において準用する場合を含む。)の規定による規制区域の指定及び指定の解除並びにその区域の減少に係る確認に関する会議の議決は、総委員の過半数をもって決する。
- 5 前項ただし書の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができる。

(青森県男女共同参画審議会の部会)

- 第9条 青森県男女共同参画審議会に、青森県男女共同参画推進条例(平成13年7月青森県条例第50号)第11条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項を調査審議するため、苦情等部会を置く。
- 2 苦情等部会に属すべき委員は、会長が指名するものとし、その数は、三人とする。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、一人とする。
 - 3 苦情等部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
 - 4 前項の部会長は、苦情等部会の事務を掌理する。
 - 5 第3項の部会長に事故があるときは、苦情等部会に属する委員のうちから同項の部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
 - 6 苦情等部会の議決は、これをもって青森県男女共同参画審議会の議決とする。

(部会等)

- 第30条 法令に別に定めのあるもの及び第8条から前条までに定めのあるものを除くほか、知事は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

(施行事項)

- 第31条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和36年2月1日から施行する。

別表第1(第2条、第4条、第5条関係)(抜粋)

名称	担当する事務	組織	委員等の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
青森県男女共同参画審議会	青森県男女共同参画推進条例第8条第3項の規定によりその権限に属させられた事項、同条例第11条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。	会長 委員	学識経験を有する者	15人以内。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。	2年	委員の互選

(5) 青森県男女共同参画審議会 委員名簿

任期：令和6年2月26日～令和8年2月25日

分野	氏 名	役 職 等	備 考
学術研究等	大矢 奈美	青森公立大学経営経済学部 教授	
	山下 梓	弘前大学男女共同参画推進室 助教	
	新 康平	弁護士	
産業・労働	葛西 崇	青森県商工会議所連合会 常任幹事	
	栗谷 秀実	青森県中小企業家同友会 事務局長	
	武部 千賀子	日本労働組合総連合会青森県連合会 副事務局長	
	瀬戸 ひとみ	青森県VIC・ウーマンの会 会長	
	八木橋 晃	青森労働局 雇用環境・均等室長	
	本田 政邦	NPO法人あおもりIT活用サポートセンター 理事長	
医療・福祉・教育	樋口 毅	公益社団法人青森県医師会 常任理事	
	小笠原 尚子	社会福祉法人福祉の里 統括本部人事部長	
	田島 博文	青森県高等学校長協会 人権教育委員会委員長 (青森県立八戸商業高等学校校長)	
地域・団体	清野 優美子	青森県男女共同参画推進協議会 理事	
	蝦名 晶子	NPO法人あおもり男女共同参画をすすめる会 副理事長	
	鹿目 寿美子	キャリアレインボー株式会社 代表取締役	

(敬称略)

令和6年2月24日現在

(6) 男女共同参画の推進に関する年表

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
1975 (昭 50)	国際婦人年 (目標：平等、開発、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976～1985	国連婦人の十年 (目標：平等、発展、平和)		
1977 (昭 52)		「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置	4月 婦人行政の窓口を生活福祉部児童家庭課に設置
1979 (昭 54)	国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採決		5月 「青森県婦人問題対策推進委員会」設置
1980 (昭 55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国際婦人の十年後半期行動プログラム」採択		4月 婦人行政の総合調整窓口として企画部に青少年婦人室を設置 5月 「青森県婦人行動計画」策定 6月 「青森県婦人問題行政連絡会議」設置 11月 「青森県女性団体連絡会」設立
1981 (昭 56)		「国内行動計画後期重点目標」策定	4月 青少年婦人室が企画部から生活福祉部に移管 6月 「青森県婦人行動計画推進計画」策定
1985 (昭 60)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	7月 「国連婦人の十年」世界会議NGOフォーラムに県内の女性2名を派遣
1986 (昭 61)		婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催	3月 青森県婦人問題対策推進委員会が「青森県の婦人対策に関する提言」を知事に提出 12月 「青森県長期総合プラン」に重点施策として婦人政策が位置付けられる
1987 (昭 62)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
1989 (平元)			7月 「新青森県婦人行動計画」策定
1990 (平 2)	国連婦人の地位委員会拡大期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991 (平 3)		「育児休業法」公布	
1992 (平 4)		初代婦人問題担当大臣の設置	
1993 (平 5)			4月 青少年婦人室から青少年女性課へ改組
1994 (平 6)		男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置	

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
1995（平7）	第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	9月 第4回世界女性会議NGOフォーラムに県内女性10名を派遣
1996（平8）		男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	4月 青少年女性課から女性政策課へ改組 「青森県婦人問題行政連絡会議」を「女性行政推進連絡会議」に改正 7月 「青森県婦人問題対策推進委員会」を「女性政策懇話会」に改正
1997（平9）		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	2月 「新青森県長期総合プラン」策定。男女共同参画社会推進が戦略プロジェクトとして位置付けられる。 9月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施
1999（平11）		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	
2000（平12）	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」閣議決定	1月 「あおもり男女共同参画プラン21」策定 4月 女性政策課から男女共同参画課へ改組 「男女共同参画懇話会」に改正 「青森県女性行政推進連絡会議」を「男女共同参画推進連絡会議」に改正
2001（平13）		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	6月 「青森県男女共同参画センター」開館 7月 「青森県男女共同参画推進条例」公布、施行 9月 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」設立 11月 「青森県男女共同参画審議会」設置
2002（平14）		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	4月 男女共同参画課から青少年・男女共同参画課（男女共同参画グループ）へ改組 6月 「あおもり男女共同参画プラン21改訂版」を策定
2003（平15）		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	8月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施 10月 「青森県男女共同参画推進本部」設置

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
2004（平16）		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	12月 県の基本計画「生活創造推進プラン」策定、男女共同参画の推進が「5つの社会を実現するための仕組みづくり」に位置付けられる。
2005（平17）	国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	12月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」策定
2006（平18）		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	4月 青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理制度開始 4月 「青森県男女共同参画センター」に指定管理者制度導入 6月 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」が「青森県男女共同参画推進協議会」に名称変更
2007（平19）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	3月 「あおり男女共同参画プラン 21」を「新あおり男女共同参画プラン 21」に改定 4月 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する事務を健康福祉部へ移管
2008（平20）		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	12月 「青森県基本計画未来への挑戦」策定、男女共同参画の推進が4つの分野にまたがる重要な視点として位置付けられる。
2009（平21）		男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	1月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」改定 7月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施
2010（平22）	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	APEC 第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）会合 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
2011 (平23)	UN Women 正式発足 UN Women 日本国内委員会発足		
2012 (平24)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定	2月 「新あおり男女共同参画プラン 21」を「第3次あおり男女共同参画プラン 21」に改定
2013 (平25)	UN Women 日本国内委員会を国連ウィメン日本協会に名称変更	女性の活躍を主な柱のひとつとして位置づけた「日本再興戦略」閣議決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針」公布	12月 「青森県基本計画 未来を変える挑戦」策定、男女共同参画の推進が、計画全体を着実に進めていくための取組として位置付けられる。
2014 (平26)	国連アジア太平洋経済社会委員会 (E S C A P)においてアジア太平洋地域の男女共同参画の推進状況についてレビューを実施 安倍総理は、世界経済フォーラム年次会議冒頭演説で、2020 年まで、指導的地位にいる人の3割を女性にする旨、宣言	186 回国会安倍内閣総理大臣施政方針演説において、①全ての女性が活躍できる社会を創る。これは、安倍内閣の成長戦略の中核である。②女性を積極的に登用し、国家公務員の採用を28 年度から、全体で3割にすると発表 女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針決定 女子差別撤廃条約実施状況第7回・第8回報告提出	3月 「第3次青森県DV防止・被害者支援計画」策定
2015 (平27)	第59回国連婦人の地位委員会 (C S W) ・北京+20 「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」(SDG s) 採択 (目標5: ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)	女性活躍加速のための重点方針 2015 策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	10月 青森県男女共同参画に関する意識調査の実施
2016 (平28)		女子差別撤廃条約実施状況第7回・第8回報告審議 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 公共調達の取組指針に基づく加点評価の取組を開始 女性活躍加速のための重点方針 2016 策定 女性の活躍推進のための開発戦略策定	
2017 (平29)		女性活躍加速のための重点方針 2017 策定 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正	2月 「第3次あおり男女共同参画プラン 21」を「第4次あおり男女共同参画プラン 21」に改定 4月 あおり性暴力被害者支援センター開設
2018 (平30)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 女性活躍加速のための重点方針 2018 策定	12月 「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」策定、男女共同参画の推進が、計画の推進に共通して必要な取組として位置付けられる。

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
2019（平31、 令元）	W20 日本開催（第5回WAW!）と同 時開催	「女性の職業生活における活躍の推 進に関する法律」改正 女性活躍加速のための重点方針 2019 策定	3月 「第4次青森県DV防止・被害者支援計画」策 定
2020（令2）	第64回国連婦人の地位委員会 （C SW）・北京+25	女性活躍加速のための重点方針 2020 策定 「第5次男女共同参画基本計画」閣議 決定	10月 青森県男女共同参画に関する意識調査の実施
2021（令3）	ジェンダー平等を目指す全ての世代 フォーラム開催	「政治分野における男女共同参画の 推進に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021の策定	
2022（令4）		女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022の策定 国際女性会議WAW! 2022の開催	2月 「第4次あおり男女共同参画プラン 21」を 「第5次あおり男女共同参画プラン」に改 定 「青森県パートナーシップ宣誓制度」を開始
2023（令5）		女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023の策定 「性的指向及びジェンダーアイデン ティティの多様性に関する国民の理 解の増進に関する法律」公布・施行 G7 栃木県・日光男女共同参画・女性 活躍担当大臣会合の開催	
2024（令6）		女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024の策定	3月 「第1次青森県困難な問題を抱える女性支援 計画及びDV防止・被害者支援計画」策定